

國學院大學學術情報リポジトリ

令集解のなかの義解学：伴記の法解釈を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001154

令集解のなかの義解学

——伴記の法解釈を中心として——

小林 宏

はしがき

一 伴記による義解の引用

二 その他の義解の引用

むすび

はしがき

周知のように令義解は令文の解釈を統一する目的の下に、国家的事業として編纂された養老令の勅撰の注釈書である。それは天長十年（八三三）十二月に撰進され、翌承和元年十二月に施行された。ここにおいて令義解の文には、令本文・本注と同一の法的効力が付与されることとなった。従って令義解の成立直後から当時の明法官人にとって果すべき作業として、次の二つが喫緊の課題となったことと思われる。その第一は先ず義解文を理解し、それを説明して、その意味内容を確定することである。即ち義解文の解釈である。その第二は義解文を当該令文に対してだけではなく、広く養老令一般の解釈と適用に役立たせることである。即ち義解文の応用である。

さて九世紀の後半、貞観の頃、惟宗直本によって編纂された令集解は、日本令を注釈した諸私記を類聚した法書であるが、その諸私記の多くは令義解撰進以前に成立したものであるから、当然のことながら、そこには義解文の引用はない。しかし令集解には、若干の私記において、令義解が引載されている。とりわけ伴記は職員令、後宮職員令、東宮職員令にしか現われていないが、義解と最も関係の深い私記であった。以下、伴記を中心に令集解を通じて、上記の義解に関する問題がどのように扱われたか、それについて見ていきたいと思います。但し、いわゆる異質令集解（令集解巻第一、巻第二十、巻第三十五）は、通常の令集解とは、その編者、成立年代等を異にすると考えられるから、今回の検討の対象から除外し、それに関しては別途、取り上げることとしたい。

一 伴記による義解の引用

先ず伴記による義解文の解釈について検討しよう。伴記は令文に対して、屢々訓詁学的な注釈を施しているが、義解文に対しても同様に玉篇等の中国の字書によって、その語句に注釈を施している。例えば、次に示す通りである。

伴云。義解。緝者。毛詩。緝続也。国語。緝明也。爾雅。緝光也。野王案。緝擢也。説文。緝続也。方言所以懸擢。謂之緝也。（六七―七A。六七は新訂増補国史大系『令集解』の頁数、七はその行数、Aはその右列、Bはその左列を示す。以下、同じ）

右の文は、職員令6図書寮条の「頭一人」の本注「修撰国史」に対する義解「謂。拮据国事。修緝史書也」の「緝」字について解釈したものである。

伴記が令文の語句を解釈するに当って、古記、令釈等と同様に玉篇を主に利用したことについては、すでに先学によって屢々指摘された処である。とりわけ近時、京都大学令集解研究会の諸氏によって、令集解所載の各私記における玉篇利用の実態が詳細に検討され、その中で伴記による、その利用の形態も判明するに至ったことは注目すべきことである（京都大学令集解研究会『『令集解』に於ける『玉篇』利用の実態』『鷹陵史学』第三・四号、一九七七年）。即ち伴記の玉篇引用形態の特色は、玉篇に依拠して語句を間接引用する際に典籍名を明記する形式が圧倒的に多く、単に同義語を摘出記載する形式は少ないとされ、しかもその引用の多くが古記、令釈等の既註箇所とは異なった字句の註釈に向けられ、また既註箇所へ註釈を加えるに際しても、既註の内容と同一の註釈を繰り返すことはないといわれる（同上二三八頁）。この指摘は、伴記の法解釈を考える場合にも示唆を与えるであろう。

ここでは、前掲論文を参照しつつ、伴記が玉篇及びその他の字書、類書を引用して注釈を施したと思われる義解文の字句をあげるに止める。即ち次の通りである。職員令3中務省条の「大輔一人」の本注「規諫」に対する義解「以恩正君曰規。以義匡主曰諫」の「恩」と「規」（六一一八A）、同9陰陽寮条の「頭一人」の本注「天文」に対する義解「謂。天文者。日月五星二十八宿也」の「五星」「二十八宿」（七二一二B）、同43主殿寮条の「頭一人」の本注「松柴。炭燎」に対する義解「謂。柴薪柴。燎庭燎」の「薪柴」「庭燎」（一二七一二A）、同46内膳司条の「奉膳二人」の本注「進食先嘗」に対する義解「謂。在御所而嘗之。凡玉食調食。欲登天供。膳官營造。清戒俱至」の「玉食」「調」（一二三一一A）、同58彈正台条の「尹一人」の本注「肅清風俗」に対する義解「……仮令。信濃国俗。夫死者即以婦為殉」の「殉」（一二三七一九A）についてなどである。

伴記による義解文の注釈の仕方を見ると、上記の中国の字書等による注釈と共に、義解文の意味内容を先行の学説によって論理的に説明する注釈方法が認められる。例えば次の如くである。

(1) 伴。跡云。仮如。大宰進腹赤。吉備進白魚御贄之類。(一二一七A)

(2) 伴云。跡云。問。考選任官之類。必可由弁官。何者。考課令云。京官畿内。十月一日。考文申送太政官。外国十一月一日。附朝集使申送者。然何称不由弁官政哉。答。先申弁官。而後弁官則下式部。々々勘定等第訖。不由弁官直申大臣。又任官之撰擬同申。此称不由弁官政耳。(四三—六A)

(1) は職員令 39 宮内省条の「卿一人」の本注「口味」に対する義解「謂。除調雜物外。諸方別獻珍味是也」について、伴記が跡記を引いて、「諸方別獻珍味」の具体的な事例をあげたものである。

(2) は同 2 太政官条の「左大臣一人」の本注「統理衆務」に対する義解「謂。臨時大事也。仮令。公式令論奏式。所言之事。不由弁官直申大臣。考選任官之類也」に関する伴記による解釈である。義解は「統理衆務」の「衆務」とは、「臨時大事」と解し、その例として公式令 3 論奏式条の手続による事項をあげ、それは弁官を経由せず、諸司が直接大臣に申上するとして考選や任官の類がそれに当たるとする。伴記は跡記の問答を引いて、考課令 1 内外官条によれば、考選・任官の手続は必ず弁官を経由すべきではないのかという疑義に対し、その解答として諸司が先ず考文を弁官に申上した後、弁官がそれを式部省に下し、式部省がその考文によって官人の考第を勘定し、それが終れば式部省が弁官を経由せずに、直ちにそれを大臣に申上するのであるから、考選・任官の類は弁官にはよらないとする。伴記がここに跡記の問答を引用したのは、(1) の例と同様、跡記の説によって義解文を更に説明し、義解説を正当化する為であったということができよう。

伴記は、このように中国の字書等によつて義解文を文理解釈すると共に、跡記等の先行学説によつて義解文を更に説明して、義解の解釈を正当化するのであるが、伴記は令文を解釈するに当り、先行学説や義解とは異なる説を提示すること⁽¹⁾もあった。次に、伴記による、義解とは異なる令文解釈の例を掲げることとする。

伴云。賊盜律云。謀反及大逆者。皆斬。父子若家人資財田宅並沒官。年八十及篤疾者並免。祖孫兄弟。皆配遠流云々。謂之配沒也。(二〇九―五B)

右の文は、職員令31贓贖司条の「正一人」の本注「配沒」に対する伴記の解釈である。義解は右の「配沒」について、「謂。領取沒官之物。更分配於諸司。假令。兵器者配兵庫。文書者配圖書。財物者配大藏。逆人父子者配官奴司之類也」と述べて、「配沒」とは京及び諸国から刑部省に送られて来た沒官の物品や良人賤人を領収し、更にそれを諸司に分配することと解している。なお、この義解の解釈は古記・令釈の説を踏襲したものである。この義解の解釈に対し、伴記は賊盜律1謀反条を引用して、反逆者の父子、家人、資財、田宅の沒官を「沒」とし、反逆者の祖孫兄弟が遠流に配されることを「配」と解している。但し伴記がここに律を引いて義解と異なる解釈を提示したのは、同一の用語が律を令とで異なる意味をもつことを指摘したと考えることもできる。

以上は伴記が義解文の内容を更に解釈し、それを説明している事例であって、いわば伴記による義解文そのものの研究である。次に伴記による義解に関する、もう一つの作業として義解文の応用がある。

伴記は令文を解釈するに当って、それと関連する他の律令の規定を引用することが多い。例えば、伴記は職員令33贓贖司条の「正一人」の本注「贓贖」を解釈するに当って、雑律1坐贓致罪条の疏により「贓」を、また獄令52贖死刑条により「贖」を説明している(一一〇―二A)。同様に伴記は令文を解釈するに当って、他の令文に付された義解文を、その解釈の根拠としてあげることがあった。解釈の対象である令文と他の関連諸法規との体系的な関連を考慮しながら当該令文の意味内容を確定する作業、いわゆる体系的解釈は、従来の明法家が令文を解釈する際に頻繁に用いる技法である。令義解という勅撰の令注釈書の施行を受けて、この度、義解文には令文と同一の法的効力が付与されたのであるから、伴記は解釈の対象である令文と関連のある他の令文の義解文を引載することに

よって、当該令文の意味内容を更に絞りこむという作業を行っている。次に示す通りである。

(1) 伴云。公式令義解云。内外百官。司別量事閑繁。分番宿直。謂。雖是假日。亦須宿直。(三六―五B)

(2) 伴云。主典雖不依公文。他犯皆可檢出。何者。考課令云。凡官人還迹功過。応附考者。皆須実録。義解云。一年之内。毎日記録。即至考校之時。集此記注以為惣録。是上条所謂一年功過行能者也。(三八―三A)

(1) は職員令 1 神祇官条の「大史一人」の本注「知宿直」について、この「宿直」は「假日」、即ち官人の休日の宿直をも含むことを公式令 59 百官宿直条の義解を以て説明したものである。

(2) は同じく神祇官条の「大史一人」の本注「檢出稽失」について、この「稽失」は公文の稽失だけではなく、他の犯罪の稽失をもすべて含むことを考課令 2 官人還迹条とその義解を以て説明したものである。ここでは、とくに(2)の事例について注目したい。今、(2)の伴記の文の前後に記された諸説をみると、本注の「檢出稽失」について、それは主典である史がいかなる「稽失」を検出するのか、諸説によつて微妙に異なり、その「稽失」の内容が問題となっている。諸説の文意はやや難解であるが、今、暫く次のように解して置く。①新令私記や讀記は、「稽失」とは「文案稽失」(公文書の作成、送付、施行等に関する遅延や失錯)であるとし、②跡記は文案の稽失ではなく、「事之稽失」(通常の公務一般に関する遅延や失錯)及び「余犯」(官人としての他の犯罪)であるとし、③朱説は「公文之稽失」(文案の稽失)及び公文に関係しない「他犯稽失」をもすべて含むとする。伴記は朱説の文をうけて考課令 2 官人還迹条とその義解を掲げ、それを根拠にして主典は当該官司の官人すべての勤務評定に関する行迹功過を毎日記録する義務があるからだとする。伴記がここに考課令 2 の義解を掲げた理由は、①の新令私記、讀記の説、及び②の跡記の説に対し、自己の解釈を正当化する為であったと思われる。即ち令文の解釈に数説ある場合、勅撰の義解を以て根拠とする学説は正説として、当時最も説得力をもつと考えられたからであろう。

以上、伴記の義解文に関する作業として、(a)義解文の解釈（義解文を更に注釈し、説明すること）と、(b)義解文の応用（令文を解釈するに当って、他の令文に付された義解文を援用すること）の両者のあることを若干の例をあげて指摘した。処が伴記には、次に示すように更に義解文を解釈するに当って、他の義解文を根拠にするという作業も行っている。即ち伴記は、上記(a)(b)の二つの作業を同時に行っているのである。

謂。任授簿外。更有名帳。其雜色亦可有名帳也。伴云。何者。公式令任授官位条云。余色依職掌、造簿者。並准此。義解云。謂。式部造伴部及資人簿之類故。（七六一九A）

右の史料は、職員令13式部省条の「卿一人」の本注「掌内外文官名帳」に対する義解と伴記の文である。義解は内外文官には、授位簿、任官簿の外に、「名帳」があるとし、諸司の雜色にも、その「名帳」があるとする。伴記は、この義解の文をうけて義解説の根拠として公式令84任授官位条とその義解を引き、その具体例として式部省の造る伴部簿、資人簿等をあげている。このように伴記が職員令13の義解文（「其雜色亦可有名帳也」）を解釈するに当って、更に公式令84の義解文（「謂。式部造伴部及資人簿之類故」）をその根拠にあげていることは、伴記が義解全体を令文と一体化した一つの法体系をもつ法源と考えていたことを裏づけるものであり、当時、伴記において、すでに義解学ともいえるべきものが生成していることを示唆するであろう。

二 その他の義解の引用

それでは伴記以外の私記と義解の関係はどうか。令集解所収の私記には、伴記の外に義解を引用するものとして朱説がある。例えば、次の如くである。

朱云。秀才明經上下中上无叙法。只留省耳。見考課令終条云。其大学举人具状申太政官。与諸国貢人同試。試訖得第者。奏聞留式部。義解云。秀才明經得上々上中者。各有叙法。其上下。中上。不在叙位之例。唯留式部待選乃叙也。(五〇五—七A)

選叙令30秀才出身条には、秀才、明經科の上々、上中の及第者の叙位については規定があるが、上下、中上の及第者の叙位については明文規定がない。そこで前掲朱説は考課令75貢人条とその義解をあげて、それらは式部省に留めて成選を待ち、叙位されると解する。即ち右の例は、朱説が考課令75の義解文を以て選叙令30の欠缺を補ったものである。

朱説による義解の引用としては、他にも禄令5応給禄条と関連する考課令62内外官人条とその義解の引用(六五七—六A)や職員令44典藥寮条の医博士の職掌と関連する医疾令7医針生考試条の義解の引用(一二八—四A)などがある。但し朱説による上記義解の引用は、前後の文章がやや難解であつて、必ずしも、その引用の意義が明らかではない。

次に令集解には、令釈や跡記等の諸私記の文の後に、それに続いて「私」が律令条文を引用する場合があるが、とくに朱説、穴記、讃記の文の後には、「私。○○令云。……義解云。……」などの如く、「私」が義解文を引用することがある。この諸私記の後に見える「私」の文の性格は明らかではないが、今、暫く諸私記の著者とは別の人物それぞれが各私記に書き入れた文と考えておく。以下、引用関係の比較的明らかな若干の例を掲げて、その内容を検討することとしたい。

(1)朱云。名籍。謂。戸籍也。但計帳亦可掌。……私。正親司。皇親名籍義解云。二世以下。四世以上名籍。案戸令。皇親為不課。故知。於京職亦可有皇親戸籍也。(一五二—三A)

(2) 朱云。戸内有課口一人。尚為課戸耳。其数不云之故。……私。賦役令云。凡封戸。皆以課戸充。義解云。有中男一人以上者。即為課戸。(二六三—五A)

(3) 朱云。雜徭不免。下課役免条云。坊長廩長免雜徭故。私。營繕令云。京内大橋及宮城門前橋者。並木工寮修營。自余役京内人夫。義解云。役京内人夫。謂。以雜徭作。(三九一—九A)

(4) 朱云。所司者。京職也。凡在京諸司人。可度閑。先受本司許狀。移文進京職。得過所耳者。未明。与関市令可会勘耳。私。関市令云。欲度閑者。皆經本部本司。義解云。本部。本貫也。仮有。大舍人は京人。而欲度閑者。依式造過所。先申本寮。々修許牒。送於京職。々更判給之類。……請過所。官司檢勘。然後判給。

(八四四—八A)

(1) は職員令66左京職条の「大夫一人」の本注「掌左京戸口名籍」について、朱説は、その「名籍」は戸籍であり、計帳も大夫の管掌とするが、「私」が更に職員令45正親司条の本注「皇親名籍」の義解を引くことによって、皇親の名籍もまた京職が管掌することを指摘したものである。

(2) は戸令5戸主条の「戸内有課口者。為課戸」という規定について、朱説は戸内に課口が一人あれば「課戸」とし、「課戸」の定義は課口の数には関わらないとするが、「私」が賦役令8封戸条とその義解をあげることによって、朱説の根拠を示し、且つそれは「中男一人以上」でも、「課戸」とするとして朱説を補ったものである。

(3) は賦役令4歳役条の「京畿内不在収庸之例」という規定について、朱説は京畿内の住民は、歳役の庸の徴収は免除されるが、雑徭は免除されないと述べて、その根拠に賦役令19舍人史生条の規定をあげるが、「私」が更に營繕令11京内大橋条の義解を引くことによって、朱説を裏づけたものである。

(4) は公式令22過所式条の「右過所式。並令依式具録二通。申送所司」という規定について、朱説は「所司」を京

職とし、在京諸司の官人の過所申請手続を述べて、なお関市令を参看すべきとするが、「私」が、この朱説の文をうけて関市令 1 欲度関条とその義解を引くことによって、その手続を詳述したものである。

(5) 穴云。藏米謂之廩也。倉廩者不知。民部大炊之倉廩。私。考課令云。謹於蓋藏。明於出納。為主税之最。義解云。京国官倉蓋藏及出納。其在京者主税自檢校。在外者拠帳知之。(九七一八B)

(6) 穴云。国博士。国司簡取。申上式部判補耳。私。下条云。凡国博士医師者。並於部内取用。義解云。謂国司簡取才術之可用者。申太政官。即式部判補也。(四六七—四A)

(7) 讚云。問。卜部行事。見法条哉。答。神祇令云。六月十二月晦日。卜部為解除者。自余不見。私。神祇令云。常祀之外。須向諸社供幣帛者。皆取五位以上卜食者充。義解云。卜食。謂。凡卜者。必先墨畫龜。然後灼之。兆順食墨。是為卜食。伯注。義解云。凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業者。然則定供幣帛使之日。卜部可卜定。

(三九一五A)

(5) は職員令 23 主税寮条の「頭一人」の本注「倉廩」について、穴記(その文意やや不明)が民部省及び大炊寮の倉廩とするのに対し、「私」がその関連規定である考課令 27 最条とその義解をあげたものである。

(6) は選叙令 3 任官条の「舍人。史生。使部。伴部。帳内。資人等。式部判補」という規定について、穴記は国博士も国司がその才能を選んで、それを式部省に申上し、式部省が判補すると解するが、「私」が選叙令 27 国博士条とその義解をあげることによって、穴記の根拠を示したものである。

(7) は職員令 1 神祇官条の「卜部廿人」について、讚記は卜部の行事は法条に見えるかと問い、その答として神祇令 18 大祓条の規定をあげるが、「自余不見」とする。それをうけて「私」が神祇令 17 常祀条とその義解、及び「伯注」(職員令 1 神祇官条の「伯一人」の本注「卜兆」)の義解をあげ、讚記の解答を補ったものである。

以上、朱説、穴記、讃記の文の後に続く「私。○○令云。……義解云。……」の如き体裁をもつ「私」の文についてみると、「私」は諸私記の令文解釈に関連して、その解釈の根拠を示し、またその解釈の足らざるところを補う為に、他の令文やその義解を掲げていると理解される。

なお職員令集解や家令職員令集解には、諸私記の後に続いて記される、上記の「私」の文の外に、令文直下の冒頭に記される「私」の文が見える。この「私」も律令条文や義解文を引く場合がある。例えば職員令68摂津職条の「大夫一人」の本注「度量輕重」、「道橋。津濟」、「過所」、「伝馬」の直下の冒頭には、「私」の文が見えており、それぞれ関市令14官私權衡条、營繕令12津橋道路条、関市令1欲度関条、厩牧令16置駅馬条・同23国郡条の令文が引かれ、その中の厩牧令16には令文と共に、その義解文も引かれている(二五七―八A)。これらの「私」の文の内容は、令文もしくは義解文のみであって、説明の文は記されていない。しかも、これらの文は、令本文・本注に対する関連諸法規であって、令本文・本注の内容を理解する為に記した備考的な注記に近いと考えられる。この令文直下の冒頭に記された「私」の文は、その引用の体裁や内容からして、集解編者、もしくはその関係者が書き入れた文である可能性が大であろう。以上述べた「私」による義解文の引用は、何れも広く養老令一般の解釈や適用に資することを目的としており、やはり義解文の応用というべきであろう。

最後に穴記と義解の関係について、若干ふれておきたい。穴記の成立年代は弘仁から天長初期とされているから、穴記の原文には、当然のことながら、義解文の引用はない。しかし集解所収の穴記には、義解文が引用されることがあった。即ち穴記の原文に書き入れられた、穴記の著者とは別人の文においてである。次に、その例をあげることとする。

(1) 穴云。此条。凡矢一隻為一事也。但為奏時。以一具為一事。依律意所説也。……又或云。義解云。除兵

器之外。入物者。不可責勝者。案之。於兵器。縦一隻出入者責勝。後人注 (六九五—五 B)

(2) 穴云。官畜。謂左右馬寮御馬也。……或云。問。義解云。其牧馬畜不在此例者。未知。駅伝馬何。答。不

可養也。在穴記 (九一七—六 B)

(1) の宮衛令 25 諸門出物条は、宮城諸門から物品を搬出する場合、門勝 (物品名とその数量を記した文書) がなければ、一事以上は搬出することはできないと規定する (「凡諸門出物。无勝者。一事以上。並不得出」)。義解は法文には「出物」といつているから、兵器以外の物品を諸門に搬入する場合は門勝を必要としないと解する (兵器の諸門出入は、宮衛令 18 儀仗軍器条により門勝を必要とする)。後人の注記である「或云」は、この義解文を更に反対解釈して、兵器の出入は、たとい箭一隻であっても、門勝が必要と解する。

(2) の厩牧令 3 官畜条は、官畜の治療の為の脂薬の支給について規定する (「凡官畜応請脂薬療病者。所司預料須数。每季一給」)。義解は令文の「官畜」は馬寮の馬とし、牧馬は「官畜」には含まれないと解する (「謂。官畜者。馬寮之畜也。所司者。左右馬寮也。……其牧畜者不在此例」)。後人の注記である「或云」は、この義解の解釈に関連して、更に駅伝馬はどうかと問い、それもやはり「官畜」には含まれないと解する。「或云」の解答は、義解の解釈を類推したものであろう。

むすび

以上、いわゆる異質令集解三巻を除く令集解中の諸私記等において、勅撰の令義解が法解釈上、どのように扱われたか概観して来た。その結果、先ず伴記と令義解との関係が注目されよう。

すでに述べたように、令義解に対して伴記の行った作業としては、大きく分けて二つあった。その一つは義解文の解釈であって、義解文を訓詁学的に文理解釈すると共に、先行学説を引用して、義解文を更に論理的に説明することであった。他の一つは義解文の応用であって、令文を解釈するに当り、それと関連する他の令文に付された義解文を引用することによって、義解文を広く養老令一般の解釈と適用に資することであった。なお伴記は、上記の二つの作業を同時に行うこともあった。このように伴記には、令文と共に義解文をも、その研究対象とする姿勢が窺われ、とりわけ義解文に対する訓詁学的な注釈は、集解中の私記にあつては、伴記にのみ認められる特異なものである。以上から伴記は、義解学の先駆を為す私記であつたということができよう。

朱説もまた義解文を引用することがあるが、義解文そのものに対しては、伴記ほどには関心を示していないようである。ただ穴記の書き入れに見える「或云」には、僅かな事例ではあるが、義解文の引用が見られ、それを反対解釈したり、また類推したりして、義解文を法源として更なる法的な諸問題を提起しようとしている。そのことは当時、明法家間にあつては、義解文が重視され、それが研究対象となりつつあつたことを示すものであり、そこには伴記との共通性を認めることができよう。

本稿で取り上げた諸私記の文の後に見える「私」の文も、令文と共に義解文を多く引用するが、その殆どが諸私記による令解釈を補充する為に引用されたものである。また職員令集解などに見える、諸私記とは独立して引かれる「私」の文には、その引用に関して説明の文はないが、もしこの「私」の文が集解編者やその関係者の書き入れであるとすれば、この度、令に関する諸私記を類聚して令集解を編纂するに当り、「私」は、できるだけ解釈の対象である令文と関連のある律令条文や義解文を引載して、当該令文や諸私記の理解に資することを考慮したということになろう。

最後に伴記の著者について一言し、以て本稿のむすびとしたい。伴記の著者については、夙に瀧川政次郎氏が伴良田連宗を以て、それに推定されている。⁽³⁾伴良田連宗（伴宿禰宗）の閲歴については、『文徳天皇実録』巻七（国史大系本七一頁）の卒伝によって、その凡そを知ることができる。それによれば、宗は斉衡二年（八五五）、六十四歳を以て没するが、外国（京畿以外の諸国）の出身であって、少くして大学に入り、法門に専心して、律令を習読し、始めに大宰府の明法博士、転じて承和八年（八四一）に右少史、同十一年正月に右大史、同十二年六月に左大史となり、同十四年正月に外従五位下に叙せられ、嘉祥元年（八四八）二月に勘解由次官、転じて五月に大判事となり、同二年二月に明法博士を兼ねた。ついで同三年正月に従五位下に叙せられ、仁寿四年（八五四）に備後介を兼ねた。

上記の閲歴からすれば、宗は明法官人として、その極官である大判事兼明法博士を以て没しているから、法曹官僚としては順当に出世の道を歩んだ人物ということになろう。宗が明法官として最も活躍した時期は、恐らく承和の末年から嘉祥・仁寿の頃であり、それは九世紀半ばの頃に当る。一方、令集解の編纂は九世紀後半の貞観の頃とされているから、もし伴記が宗の著作であるとすると、伴記の成立は令集解の編纂の時期に近く、伴記は令集解に僅かに先行する私記ということになる。従って伴記を宗の著作とする推定は、年代からみて整合し、また明法官としての宗の閲歴や令義解との関係が深い伴記の内容とも、それは矛盾しない。伴記の著者を伴宗とする瀧川氏の推定は、恐らく正鵠を射ているであろう。

伴記の著者を伴宗であると仮定して、次に宗の学識や学風であるが、それを推測する史料としては、有名な承和十三年（八四六）の弁官罷免事件（僧善愷訴訟事件）の際、大判事讃岐永直等三者連名の断文（勘文）、彈正大疏、漢部松長の断文と共に、太政官に提出された左大史伴良田連宗の断文（『続日本後紀』巻十六、承和十三年十一月

壬子条所引の太政官符、国史大系本一九〇・一九一頁に掲載がある。当訴訟事件の内容やその推移については、すでに多くの先行研究があるので、ここでは省略するとして、伴記との関連に考慮しつつ、宗の学殖について、若干ふれておくこととする。

当事件は、周知のように少納言登美直名に対する法隆寺僧善愷の違法な告言を受理したとして左大弁正躬王以下五名の弁官の罪状が問われることとなり、その為、前記法家の勘文が徴されたのである。当事件の審理では、とりわけ弁官の罪を公罪とするか私罪とするかが問題となり（私罪として擬律すれば、弁官はすべて解官される）、讃岐永直等の断文は、これを公罪とし、漢部松長の断文は、弁官の一部を公罪、一部を私罪とした。これに対し、宗の断文は、正躬王以下の弁官すべてを私罪とするものであった。即ち意見を求められた法家五名の中、ひとり宗のみが弁官すべてに対して私罪を主張したことになる。永直等の断文が弁官の罪を公罪とした理由は、弁官の行為が名例律17官当条の規定にある「公罪」に相当するというのであるが、永直等には、「公罪」の定義に関する同条疏「私曲相須」の解釈に誤解があり、後に永直等は公卿の覆問を受けて、その解釈を撤回せざるを得ないこととなる。松長もまた覆問の結果、一部弁官の罪を公罪とした断文に失錯のあったことを認めている。但し宗に対しては、公卿による覆問は行われていない。

前記太政官符に掲載された宗の断文には、宗が弁官の罪を私罪と断じた理由がかなり詳しく述べられており、それは弁官の抗弁に対し、宗が理由をあげて、それに反論するという形式で論じられている。弁官の抗弁とそれに対する宗の反論について、ここに詳しく説明することは差し控えるが、宗は弁官の行為が名例律17官当条の疏「雖縁公事。意涉阿曲。亦同私罪」（公務上の行為であっても、悪意をもって不正、違法を為す場合は、それを私罪とする）⁽⁴⁾に相当するとして一々理由づけを行い、それによって弁官の罪を私罪と結論している。このような宗の弁官

に対する勘決について、瀧川政次郎氏は宗が当時、仁明天皇の寵を得ていた右少弁伴善男に阿諛した為であるとされる。⁽⁵⁾確かに宗の断文を見ると、そこには律令法を堅く遵守して、それを事案に厳格に適用すべきことが主張されており、当時の官司内で行われていた、律令法とは異なる慣例、即ち「時行事」「今行事」は重んじられていない。⁽⁶⁾その点に関しては、若干不審な点が残るが、宗の政治的な意図は一先ず措くとして、名例律 17 の「私罪」適用に関する宗の理由づけのみを取り上げれば、宗は律令の法理によく通じており、且つ相手方を説得するレトリックにも長けた人物であったと推測される。従って、伴記の著者として伴宗を想定することは、その学殖からみても、さして矛盾はないと思われる。

本稿は、法解釈の視点から伴記を中心に令集解を通じて令義解がどのように扱われたか若干の考察を行い、義解学の先駆ともいうべき私記の内容について概見した。なお、その後の法解釈上の義解の扱いに関する推移⁽⁷⁾については、今後の課題とすることにした。

(1) 伴記が先行学説とは異なる説を提示する例として、次のものがある。穴記、讀記、古記は神祇官には史生が存しない為、「繕写公文。行署文案」という史生の職掌は、主典である史が行うとするが、伴記のみは使部、直丁が行うとする（職員令 1 神祇官条。「伴云。无史生司。使部直丁等行署」三八一七 B）。

(2) 令集解中に見える「私」には、集解編者、もしくはその関係者と思われるものがある。例えば「謂。教授管国学生。其医師不称教授者。文略也。积云。医師教諸国医生也。私。自余与義解無別」（職員令 69 大宰府条。一六二一四 A）の「私」は、令釈の原文には前掲文の他に、義解と同一の文があったが、今、それを再び掲げるのは煩わしいので、ここでは省略するというのである。また「穴云。諸国也。或云。諸方者。諸蕃并諸国皆約之文。其諸蕃皆納大藏。何者。宮内。諸方口味。可称諸国故也。余放跡云。私。檢跡記。」（職員令 33 大藏省条。一一三三七 A）の「私」は、穴記の引く「或云」の文には、「余放跡云」とあって、その後には跡記と同じ文があるといっているが、今、それを跡記の中に採しても、見当らないというのである。上記の「私」は、集解編者、

もしくはその関係者と考えてよいであろう。

(3) 瀧川政次郎「令集解題」三浦周行・瀧川政次郎共編『令集解釋義』国書刊行会。昭和五十七年再刊。一二頁。

(4) 名例律17の「公罪」「私罪」の意味については、律令研究会編『譯註日本律令五』(滋賀秀三執筆)東京堂出版。昭和五十四年。一〇六頁参照。

(5) 瀧川政次郎「承和の枉判」『裁判史話』乾元社。昭和二十六年。四七頁以下参照。

(6) 宗が「時行事」「今行事」よりも律令法を優先して、それを厳格に適用することを主張した背景には、明法家としての制定法重視の他に、太政官では、法家の勘文を徴する前に、すでに弁官の罪を私罪とすることがほぼ決定しており、宗がその意向に沿って勘文を作成したとも考えられよう。早川庄八氏は、公卿らの覆問が公罪説の永直ら三名と一部公罪説の松長に対して行われ、私罪説の宗に対しては行われていないことに注目し、この時点ですでに公卿らは、この事件を私罪として扱う立場に立っていたと推測されている(「承和十三年弁官罷免事件の審理経過についての覚え書き」『名古屋大学文学部研究論集 史学』第三五号。昭和六十三年。九頁)。宗が当時、太政官弁官局の主典である左大史の職に在ったこと、及び『續日本後記』掲載の前記太政官符に宗による私罪説の理由のみが長く引用されていることは、それを示唆するものではなからうか。

(7) 令集解編纂以後における義解学に示唆を与える研究として、宮部香織「いわゆる『異質令集解』についての再検討」(『法史学研究會会報』第一九号。二〇一五年)がある。